特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第五十条第九項第三号中「エネルギーの使用の合理化に資する設備」を「非化石エネルギーを利用する設備又はエネルギーの使用の合理化に資する設備」に改め、「拠出金の拠出」の下に「又は分担金の支出」を加える。

第五十一条第六項第五号及び第六号中「拠出を受けて国際原子力機関が行うもの」を「拠出により行うもの」に改め、同項第十一号を次のように改める。

十一　原子力発電施設等又は加工施設の利用の促進又は安全の確保に関する調査に要する費用に充てるための拠出金の拠出

第五十一条第六項第十二号を削る。

第五十二条第一項第一号ロ中「並びに」を「及び」に改め、「及び第三号」及び「又は拠出金の拠出」を削り、同項第二号ロ中「第九項第一号」の下に「及び第三号」を加え、「交付金又は」を「交付金若しくは」に改め、「利子補給金の交付」の下に「、拠出金の拠出又は分担金の支出」を加え、同項第三号ハ中「並びに同項第十一号イ、ハ及びホに掲げる調査に要する費用に充てるための拠出金並びに同項第十二号に規定する調査に要する費用に充てるための拠出金の拠出」を削り、同項第四号ホ中「同項第十一号ロ及びニに掲げる調査に要する費用に充てるための拠出金」を「同項第十一号に規定する拠出金」に改め、同項第五号ト中「、同項第十一号ヘ及びトに掲げる調査に要する費用に充てるための拠出金の拠出」を削る。

**附　則**

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣　菅　**直人**
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

---

株式会社企業再生支援機構法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年四月一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

---

## 政令第九十七号

株式会社企業再生支援機構法施行令の一部を改正する政令

内閣は、株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第四十三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

株式会社企業再生支援機構法施行令（平成二十一年政令第二百三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「一兆六千億円」を「三兆円」に改める。

**附　則**

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

---

土地改良法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年四月一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

---

## 政令第九十八号

土地改良法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十五条第一項、第八十五条の二第一項、第八十五条の三第一項及び第六項、第九十条第一項並びに第百二十六条並びに農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第百六十九号）第九条の規定に基づき、並びに森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十六条第二項の規定を実施するため、この政令を制定する。

（土地改良法施行令の一部改正）

**第一条**　土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第一項中「国営土地改良事業につき法第九十条第二項」を「国営土地改良事業につき同条第二項」に改め、同項第二号の二中「百分の四十五」を「百分の二十二・五」に、「三分の一」を「九分の一」に改める。

第七十八条第一項を削り、同条第二項中「前項の事業費」を「法第百二十六条の規定による土地改良事業に要する費用」に改め、同項第一号中「及び次項第一号」を削り、同項第七号中「及び次項第二号」を削り、同項を同条第一項とし、同条第三項を削り、同条第四項中「第二項の」を「前項の」に改め、同項の表北海道の項中「第二項第一号」を「前項第一号」に、「第二項第二号」を「前項第二号」に、「第二項第二号の三」を「前項第二号の三」に、「第二項第七号」を「前項第七号」に改め、同表沖縄県の項中「第二項第一号」を「前項第一号」に、「第二項第二号」を「前項第二号」に、「第二項第二号の二」を「前項第二号の二」に、「第二項第二号の三」を「前項第二号の三」に、「第二項第二号の四」を「前項第二号の四」に、「第二項第三号」を「前項第三号」に、「第二項第六号」を「前項第六号」に、「第二項第七号」を「前項第七号」に、「第二項第八号」を「前項第八号」に、「第二項第八号の二」を「前項第八号の二」に、「第二項第九号」を「前項第九号」に改め、同表奄美群島の項中「第二項第一号」を「前項第一号」に、「第二項第二号」を「前項第二号」に、「第二項第二号の二」を「前項第二号の二」に、「第二項第二号の三」を「前項第二号の三」に、「第二項第二号の四」を「前項第二号の四」に、「第二項第八号」を「前項第八号」に、「第二項第八号の二」を「前項第八号の二」に改め、同表離島の項中「第二項第一号」を「前項第一号」に、「第二項第二号」を「前項第二号」に、「第二項第二号の二」を「前項第二号の二」に、「第二項第二号の三」を「前項第二号の三」に、「第二項第二号の四」を「前項第二号の四」に、「第二項第七号」を「前項第七号」に、「第二項第八号」を「前項第八号」に、「第二項第八号の二」を「前項第八号の二」に改め、同条第四項を同条第二項とし、同条第五項中「第二項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「第二項第一号」を「第一項第一号」に、「第二項第七号」を「第一項第七号」に、「ついての第二項」を「ついての第一項」に、「第四項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「第二項第二号」を「第一項第二号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項中「第二項第八号」を「第一項第八号」に改め、同項を同条第六項とする。